

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	津市 固定資産税賦課に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

津市は、固定資産税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

津市長

## 公表日

令和7年6月23日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	固定資産税賦課に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法等の法律に基づく、以下の固定資産税賦課に関する事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。</p> <p>【土地課税台帳整備事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法務局からの通知による土地の異動を把握する。</li> <li>・土地の現況と利用目的を実地調査する。</li> </ul> <p>【家屋課税台帳整備事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法務局からの通知による家屋の異動を把握する。</li> <li>・家屋の現況と利用目的を実地調査する。</li> </ul> <p>【償却資産課税台帳整備事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度の償却資産課税台帳に登録されている者と新たに償却資産を所有したものから、閉鎖事務所等を除いた者に対して、償却資産の申告依頼書類を送付する。</li> <li>・償却資産申告書を受け付け、その申告内容を確認する。</li> <li>・実地調査を行い、価格等に変更がある場合は、償却資産課税台帳等を修正する。</li> </ul> <p>【納税義務者変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡した固定資産所有者を把握し、相続人の調査を行う。</li> </ul> <p>【価格決定事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産(土地・家屋・償却資産)の評価額計算を行う。</li> </ul> <p>【縦覧帳簿・名寄帳の作成・公開事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産の価格が決定した後に、縦覧帳簿と名寄帳を作成し、公開する。</li> </ul> <p>【当初賦課事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産の価格が決定した後に、固定資産税の税額を算定する。</li> <li>・固定資産に対する税額が発生した納税義務者に対して、納税通知書を作成、発送する。</li> </ul> <p>【賦課更正事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初賦課に固定資産の内容に誤りがあった場合、賦課の決定内容を変更して納税義務者に通知する。</li> </ul> <p>【評価替事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産評価基準の改正や基準となる価格の評定により、土地と家屋の価格を見直す。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・番号連携サーバにおける事務の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(番号連携サーバ要件)</li> <li>・番号法別表に記載されている照会業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(番号連携サーバ、中間サーバ要件)</li> </ul>
③システムの名称	宛名・口座システム、固定資産税システム、家屋評価システム、eLTAXシステム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ

## 2. 特定個人情報ファイル名

- (1)宛名・口座特定個人情報ファイル  
(2)固定資産税特定個人情報ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1号及び別表24の項 番号法別表の主務省令で定める命令第16条
--------	---

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 実施する ]</p> <p>1) 実施する  2) 実施しない  3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報提供の制限)及び当該主務省令第2条の表</p> <p>(主務省令第2条の表における情報照会の根拠)</p> <p>第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(48の項)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令における情報照会の根拠)</p> <p>番号法施行令第20条</p>

<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	政策財務部資産税課
②所属長の役職名	資産税課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
-	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	津市 総務部総務課 文書・公開担当 514-8611 三重県津市西丸之内23-1 電話 059-229-3276
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	津市 政策財務部資産税課 土地担当、家屋担当 514-8611 三重県津市西丸之内23-1 電話 059-229-3131(土地担当)/059-229-3132(家屋担当)
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 10万人以上30万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底を厳守している。上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等における施錠できる書棚等での保管の徹底。 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄。	



変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一-16の項	1. 番号法第9条第1項及び別表第一-16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第16条	事後	
平成29年6月1日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報照会の根拠) (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの):27の項	(情報照会の根拠) ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項)  ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)・第20条	事後	
平成29年6月1日	I-5-② 所属長	資産税課長 杉野 由幸	資産税課長 富増 正志	事後	
平成29年6月1日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年6月1日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年6月1日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	
平成30年6月1日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	
令和1年5月31日	I-5-② 所属長の役職名	資産税課長 富増 正志	資産税課長	事後	
令和1年5月31日	II-1 対象人数	平成30年1月1日時点	平成31年4月1日現在	事後	
令和1年5月31日	II-2 取扱者数	平成30年1月1日時点	平成31年4月1日現在	事後	
令和1年5月31日	IV リスク対策	なし	リスク対策を追加	事後	新様式に対応
令和2年5月29日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年5月29日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和4年5月30日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年5月30日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年5月30日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和5年5月17日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年5月17日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和7年6月23日	I-3 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一-16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第16条	番号法第9条第1号及び別表24の項 番号法別表の主務省令で定める命令第16条	事後	
令和7年6月23日	I-4-② 法令上の根拠	(情報照会の根拠) ○番号法第19条第8号(特定個人情報提供の制限)及び別表第二 ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項)  ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)・第20条	番号法第19条第8号(特定個人情報提供の制限)及び当該主務省令第2条の表  (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(48の項)  (番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令における情報照会の根拠) 番号法施行令第20条	事後	
令和7年6月23日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年6月23日	IV-8 人手を介在させる作業	なし	人手を介在させる作業を追加	事後	
令和7年6月23日	IV-9 監査	IV-8 監査	IV-9 監査	事後	
令和7年6月23日	IV-10 従業者に対する教育・啓発	IV-9 従業者に対する教育・啓発	IV-10 従業者に対する教育・啓発	事後	
令和7年6月23日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	最も優先度が高いと考えられる対策	事後	